

# 官報

昭和五十三年三月十六日

## ○第八十四回 衆議院會議録 第十三号

昭和五十三年三月十六日(木曜日)

議事日程 第十二号

昭和五十三年三月十六日

正午開議

第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

第二 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第二 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十八分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(保利茂君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

宇都宮徳馬君及び鳩山邦夫君から、三月十八日より三十一日まで十四日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 日程第一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。通信委員長松本七郎君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

まず、収支予算について申し上げますと、受信料の月額につきましては、前年度どおりとしておりまして、事業収支においては、事業収入は、受信料収入二千二百十二億円を含めて、前年度に比べ五十三億五千万円増の二千六百六十一億六千万円であり、これに対し事業支出は、事業運営費、減価償却費など、前年度に比べて二百二十億二千万円増の二千九百九十一億円となっております。その結果、事業収支において二十九億四千万円の支出超過となっておりますが、これについては、昭和五十一年及び五十二年からの繰越金によって補てんすることとしております。

資本収支につきましては、収入において、繰越金受け入れ、放送債券、借入金等を含めて合計三百四十一億八千万円を計上し、また、支出においては、建設費二百七億、債務償還に百五億四千万円、合計三百三十二億四千万円を計上しております。

次に、事業計画は、難視聴の解消を図るための中継局等の建設、視聴者の意向を吸収し、共感を呼ぶ魅力ある番組の編成、広報、営業活動の強化などの諸施策を実施することとしております。

なお、受信料免除においては、免除実施対象の見直しを行い、職業訓練所等六項目についての免除を廃止することとしております。

また、資金計画といたしましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当である。」との郵政大臣の意見が附されております。

本件は、二月七日日本委員会に付託され、三月一

日郵政大臣から提案理由の説明を聴取いたしました後、質疑に入り、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行い、昨十五日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって本件はこれを承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対しては、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五党共同提案に係る附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第二 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長大村襄治君。

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔大村襄治君登壇〕

○大村襄治君 ただいま議題となりました租税特

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

四六四

別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における財政事情と社会経済情勢の推移に順み、租税特別措置の整理合理化を一層推進する一方、租税負担の著しく低い国等にある外国子会社等の留保所得を内国法人等の所得に合算課税する制度を創設することとするほか、民間金融機関等から融資等を受けて住宅を取得した者に係る住宅取得控除額を引き上げ、土地譲渡益重課制度の適用除外要件を改め、特定機械設備等取得した場合の税額控除制度及び認定中小企業者の欠損金の繰り戻しによる還付の特例制度を設け、その他期限の到来する租税特別措置について、実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき国税収納金等の受け入れ期間の末日を一月月延長して、翌年度の五月末日とすることとしたしております。

本案につきましては、参考人を招いて意見を聴取する等、慎重審査を行いました。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、昨三月十五日質疑を終了し、引き続き討論に付したところ、自由民主党を代表して大石千八君は本案に賛成する旨を、日本社会党を代表して伊藤茂君、公明党・国民会議を代表して坂口力君、民社党を代表して永末英一君、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君はいずれも本案に賛成する旨を、新自由クラブを代表して永原稔君は本案に賛成する旨をそれぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、各種準備金等の租税特別措置の整理合理化等十一項目にわたる六党共同提案に係る附帯決議を全会一致をもって付す

ることに決しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 討論の通告があります。これを許します。大島弘君。

(大島弘君登壇)

○大島弘君 私は、日本社会党を代表いたしました。租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

あたかも一年前、私は、この本会議の場におきまして、同じこの法案に対し、反対の討論を行いました。その要旨は、本法の規定が大部分大企業、高所得者に有利な措置となっており、一般勤労者、零細企業者はほとんどその恩恵に浴し得ず、しかも会計原則を無視し、税の公正を破った不正税制の典型なので、これを全廃するか、または抜本的な改正をする必要があるということを示し述べました。しかるに、今回の改正におきましても、一部の手直しが行われたにすぎず、相変わらず大企業、高所得者に率仕する税制となっているのであります。

この措置による特典がいかに大企業中心に利用されているか、数字を挙げて述べてみます。これは国税庁公表の昭和五十一年度における資料でございますけれども、貸し倒れ引当金残高のうち資本金百億以上の法人が利用している割合は四〇・三%、退職給付引当金におきましては同じく四三%、海外投資等損失準備金におきましては、何と七四・七%が資本金百億以上の大法人によって利用されているのであります。つまり、全国で二百社余りの資本金百億以上の大法人が、これらの特典の半分あるいは半分以上を利用していただろうと推定されます。しかも、これらの準備金等は、実質的に利益留保の性格を持つものであり、会計原則を無視して損金計上を認め、大企業本位の不正税制となつて世界各国からも批判されているのであります。このことは、裏から言え

ば、政府が大企業に補助金を与えているのと同じことであり、俗に隠された補助金と言われていると推定されます。もし必要ならば、堂々と補助金として歳出予算に計上し、国会の場で議論すべきであつて、このような措置をとることは国会審議権の冒瀆とも言えましょう。(拍手)

次に、本法改正案の主な項目について述べてみることにいたします。

まず第一に、既存の租税特別措置を整理合理化するとは言っていますが、その内容を見ますと、たとえば公害防止準備金の廃止については、かねてから利益留保の性格が強く、かつPPP、汚染者負担の原則にも反しますので、その廃止は当然であり、むしろ遅きに過ぎた感があるのであります。

また、特定鉄道設備、原子力発電設備、特定ガス供給設備の特別償却を廃止するといふものは、いまこれらの準備金が依然存続していることは、いままで二重に大法人を優遇していたということを証明するものであります。さらに、価格変動準備金、海外投資等損失準備金につきまして積立率を引き下げるといふものの、利益留保の典型と言われるこれら二つの準備金が依然存続しており、税法のみならず、会計学上からも批判の対象となつていふのであります。また、今回の改正において人道主義的見地からも見逃すことのできないのは、使用済み核燃料再処理の海外委託債権の特例を設けたこととございまして、これは原子力発電準備金の存続とともに、原発問題に関し、今後新たな議論を呼ぶこととなると思ひます。

第二に、本法改正による土地税制の改正であります。現行の土地重課制度の適用除外要件のうち、適正利潤率二七%以下という要件を廃止したことは、狂乱物価時代に土地を買い占めた大企業や土地成金に不当な優遇を与えるものであつて、土地価格をつり上げ、勤労者や一般庶民の土地取得をいよいよ困難にするものでありましよう。

第三に、本法によって新たに設けられた投資促進税制でございます。設備の稼働率も低く、遊休設備の多い現在において、この制度がどれほど効果があるものか、さらには一部特定の好況業種のみ恩恵を与えるものであるとのそしりは免れません。

第四に、山林所有者が山林を現物出資した際の所得税の特例に関する規定であります。山林所有者が立木を伐採した場合、所得税法上いわゆる五分五厘方式で低率の課税が行われ、さらに立木に課税標準自体が概して低いのであります。また、一般にこのような措置をとりまことは、山林所有者という大資本家に優遇を与えることとなるのであります。

なお、国税収納金等の受け入れ期間を一月月延長することは、今年度予算の国債依存率実質三七%を表面上三二%に抑えるための一つの方策でありまして、国民大衆を欺瞞するものであります。(拍手)

私はこの際、総理大臣初め政府に申し上げたいことがございまして。

資本主義は一九五〇年、一九六〇年代の相対的安定期を経過してまいりましたが、一九七〇年代に入り、不況とインフレの共存といういわゆるスタグフレーションが世界的に蔓延し、加えて資源の制約、貿易の不均衡、国際通貨の不安等も重なつて、資本主義はいまだ経験のなかつた危機に直面してゐるのであります。管理通貨によるインフレ政策により好況不況の循環を繰り返してきた従来のパターンでは、すなわち現代資本主義の枠内では解決し得ない問題を抱えているのであります。(拍手)

いまや世界各国は、好むと好まざるにかかわらず、根本的な経済政策の転換を余儀なくされておられ、わが国もその例外ではないのであります。特にわが国におきましては、集中豪雨的輸出によって円高不況と国際的摩擦を激化させた重化学工業中心の政策から知識集約型、生活基盤型産業政策への転換が目下の急務であります。次に、中小企

業と大企業の格差、劣悪な労働条件のもとでの貧困な労働者や立ちおくれた農民、漁民、貧弱な社会保障と粗末な社会資本等、わが国経済社会の後進性と二重構造の問題も早急に解決を迫られております。このような時期においてこそ、大企業本位の税制を改めて産業政策の転換を考え、高額所得者優遇の措置を変えて勤労者、中小企業、農民、漁民を助け、もって社会的格差を縮めることこそ大切であります。このためには本法の抜本的改正が必要であるのに、依然として部分的な手直しや、場合によっては改善措置を織り込んだ本法の改正につきましては、反対せざるを得ないのであります。

最後に、私は、総理大臣及び大蔵大臣に申し上げます。さきに大蔵省から提出された財政収支計算によっても、昭和五十七年度に特別国債の発行をゼロにするには約十兆の増税が必要とされております。国民に増税を求めるならば、歳出面での徹底的洗い直しを行い、不要不急の経費を削減するとともに、税収面におきましても取れるところから取る。その大前提となるのが現在の各種減免措置の廃止でなければなりません。租税原則、会計原則に反してまで租税特別措置を設けることは国民の合意を欠くものであり、従来の情性の上に今日の減免措置制度が存続していることは許されません。

そこで、私は、大蔵大臣にとりあえず重要と思われる次の三つの提案をいたします。

一つ、いまや国民の総意ともなっており、不公正税制の典型とも言われる医師優遇税制を直ちに廃止すること、(拍手)及び、額に汗を流さない資産所得者優遇である利子配当所得課税の特例を速やかに廃止すること。(拍手)

二つ、利益留保の性格が強く、かつ、その利用状況が一部大企業に偏重している貸し倒れ引当金、退職給与引当金、海外投資等損失準備金等については、速やかに廃止または縮減の措置をとることを。(拍手)

三つ、時限立法で期限の到来したものであるものについては、すべて廃止することとし、安易な延長を認めず、もし必要だと認められたものについては、予算案件または法律案件として再度国会において議論すること。

以上、三つの提案をいたしまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○副議長(三宅正二君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(三宅正二君) 採決いたします。本案の委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(三宅正二君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○副議長(三宅正二君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君  
郵政大臣 服部 安司君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十日、本院は日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(報告書受領)

一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十二年第二・四半期における予算使用

昭和五十二年三月十六日 衆議院会議録第十三号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

の状況

(議員退職)

一、京都府第二区選出議員山田芳治君は、公職選挙法第九十条により、昨十五日退職者となった。

(理事補欠選任)

一、昨十五日、商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 蔵内 修治君(理事山崎拓君昨十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任 齊藤 正男君 補欠 藤田 高敏君  
藤田 高敏君 齊藤 正男君

予算委員

辞任 藤田 高敏君 補欠 川崎 寛治君  
川崎 寛治君 藤田 高敏君

議院運営委員

辞任 川崎 寛治君 補欠 齊藤 正男君  
齊藤 正男君 川崎 寛治君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 吉浦 忠治君 補欠 宮井 泰良君  
宮井 泰良君 吉浦 忠治君

運輸委員

辞任 宮井 泰良君 補欠 吉浦 忠治君  
吉浦 忠治君 宮井 泰良君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 中村 弘海君 補欠 萩原 幸雄君  
萩原 幸雄君 中村 弘海君

農林水産委員

辞任 宮井 泰良君 補欠 吉浦 忠治君  
吉浦 忠治君 宮井 泰良君

商工委員

辞任 萩原 幸雄君 補欠 渡部 恒三君  
渡部 恒三君 萩原 幸雄君

運輸委員

辞任 吉浦 忠治君 補欠 宮井 泰良君  
宮井 泰良君 吉浦 忠治君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 長谷雄幸久君 補欠 竹内 勝彦君  
竹内 勝彦君 長谷雄幸久君

大蔵委員

辞任 高島 修君 補欠 北川 石松君  
北川 石松君 高島 修君

通信委員

辞任 竹内 勝彦君 補欠 長谷雄幸久君  
長谷雄幸久君 竹内 勝彦君

議院運営委員

辞任 東中 光雄君 補欠 藤原ひろ子君  
藤原ひろ子君 東中 光雄君

(常任委員退職)

一、昨十五日、懲罰委員山田芳治君は、公職選挙法第九十条により退職者となった。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任 寺前 巖君 補欠 東中 光雄君  
東中 光雄君 寺前 巖君

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号 朗読を省略した議長長の報告

四六六

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
ロッキード問題に関する調査特別委員

辞任 補欠

加地 和君 依田 実君  
依田 実君 加地 和君

(案約提出)

一、去る十日、内閣から提出した案約は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件  
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案  
一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案(細谷治嘉君外六名提出)

一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、昨十五日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

一、昨十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案

(案約付託)

一、去る十日、委員会に付託された案約は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件(案約第四号)

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件(案約第五号)

以上二件 外務委員会 付託

一、昨十五日、予備審査のため内閣から送付された案約は次の委員会に付託された。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(案約第六号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

法務委員会 付託

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第三号)

大蔵委員会 付託

法案(芳賀貢君外十三名提出 衆法第三号)

農林水産委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(予)

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案(細谷治嘉君外六名提出 衆法第四号)

地方行政委員会 付託

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

以上三件 農林水産委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

通信委員会 付託

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出 衆法第五号)

大蔵委員会 付託

一、昨十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出 参法第二号)(予)

災害対策特別委員会 付託

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十三名提出)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案(細谷治嘉君外六名提出)

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出)

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問主意書(木原実君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員波沢利久君提出ベトリカメラ株式会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上一成君提出従軍看護婦に対する恩給法の適用に関する質問に対する答弁書

ベトリカメラ株式会社社の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年二月十六日

衆議院議長 保利 茂殿

ベトリカメラ株式会社の労使紛争に関する質問主意書

東京都足立区梅田七丁目二十五番十二号に本社を置くベトリカメラ株式会社(以下「ベトリ」という)の労使紛争について、政府の所見を質するものである。

一 ペトリにおける倒産、破産によつて労使紛争

が続き、裁判所への抗告などが行われていると聞いているが、その経過と現状を明らかにせよ。

二 ペトリカの従業員で組織している総評全国金属労働組合東京地方本部ペトリカメラ支部(以下「支部」という。)から東京都労働委員会、足立労働基準監督署などに、ペトリカの不法行為について申立、申告されていると聞いているが、その内容と経過について明らかにされたい。

三 通産省に対して、支部より企業再建なり、労働者の雇用について要求書を出していたといわれ、また、その後ペトリカが破産になったといわれているが通産省はいかなる対策を講じたか明らかにせよ。

四 ペトリカ倒産に当たって東京相互銀行、三菱銀行、東京銀行などは、自らの債権を手形、歩積などで確保し、労働者の賃金が遅れているといわれている。更に東京相互銀行が第一回不渡り直後に新たに根抵当権を設定している事実があるという。このような金融機関の態度は、詐害行為に類する行為にもなりかねないと思ふが大蔵省当局の見解を求めらる。

五 ペトリカの労使紛争はいずれにしろ、倒産という異常なもので発生したもので、政府としていかなる解決策があるのか明らかにされたい。右質問する。

昭和五十三年三月十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員渡利久君提出ペトリカメラ株式会社の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員渡利久君提出ペトリカメラ株式会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十三年三月十六日 衆議院会議録第十三号

朗読を省略した議長長の報告

ペトリカメラ株式会社(以下「ペトリカメラ」という。)は、昭和四十九年ごろから業績が悪化し、昭和五十二年十月一日及び同月十一日の二回にわたり不渡手形を出すに至り、同月十一日にはペトリカメラ取締役社長栗林敏夫から東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)に対して会社整理開始の申立てが、また、同年十一月十四日には債権者東京機器株式会社等から東京地裁に対して破産の申立てが行われ、昭和五十三年一月十三日、東京地裁は、ペトリカメラについて破産の宣告を行い、同時に松尾翼弁護士を破産管財人に選任した(同月十八日、会社整理開始の申立ては取り下げられた。)が、この破産宣告に対し、同月二十日、総評全国金属労働組合東京地方本部ペトリカメラ支部(以下「全金ペトリカメラ支部」という。)等から東京高等裁判所に即時抗告がなされ、現在、同裁判所に係属中である。

一方、昭和五十二年十月、第一回の不渡手形を出した直後、ペトリカメラと全金ペトリカメラ支部との間で「協定書」が交わされ、それ以後、同支部は、この「協定書」によるとして「自主生産管理」を続けている。

なお、破産管財人と全金ペトリカメラ支部との間においては、破産財団の占有及び管理等をめぐって話し合いが行われてきている。

ペトリカメラの労使紛争については、全金ペトリカメラ支部が会社の帳簿書類等を占有している等の事情もあつて、なお不明の部分が多いが、政府としては以上のとおりであると聞いている。

二について

1 東京都地方労働委員会に対しては、昭和五十二年十二月七日、全金ペトリカメラ支部から、ペトリカメラを被申立人として、同社が長期間賃金を支払っていないこと等は事実上の解雇であり、その解雇は、企業危機に際し自らの資産を隠匿して逃亡しようとする経営

者が労働組合を敵視し、その組織破壊をねらう不当労働行為であるとして解雇の撤回及び未払賃金の支払を求める救済申立てが行われており、現在、同地方労働委員会において審問前の手続が進められているところであると聞いている。

2 足立労働基準監督署に対しては、昭和五十三年一月三十一日、全金ペトリカメラ支部執行委員長佐藤幸雄等から、ペトリカメラを被申告人として、同社が昭和五十二年十一月分から昭和五十三年一月分までの賃金を支払っていない旨の申告が行われたので、同労働基準監督署は、現在、賃金未払額、対象労働者の範囲、被申告人の資産状況等につき調査を行っているところである。

三について

ペトリカメラの会社整理開始の申立てが東京地裁に対して行われたので、関連中小企業者への悪影響を緩和するため、中小企業信用保険法第二条第四項第一号の倒産企業の指定を、昭和五十二年十月三十一日付けで告示したところである。

四について

1 ペトリカメラの倒産に当たって、東京相互銀行、三菱銀行及び東京銀行が自らの債権確保のために手形を徴求する等御指摘のような措置をとったという事実は、聞いていない。

2 東京相互銀行が根抵当権設定契約を締結したのは、不渡手形発生前のことであると聞いている。

五について

ペトリカメラの労使紛争については、会社の破産という事実を踏まえて、関係者間で真剣な話し合いが行われ、事態の改善あるいは紛争の円満な解決のための方途が見いだされることを強く期待するものであるが、なお今後の事態の推移を見守りつつ、必要に応じ関係者に対し助言等を行つてまいりたい。

右答弁する。

従軍看護婦に対する恩給法の適用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年三月二日

提出者 井上 一成

衆議院議長 保利 茂殿

従軍看護婦に対する恩給法の適用に関する質問主意書

すべての従軍看護婦に対する恩給適用の対策は緊急を要すると考える。

戦時中、日本陸海軍病院や病院船に勤務した日赤看護婦をはじめとするすべての従軍看護婦は、軍の命令に従い、昼夜の別なく身の危険もかえりみず、傷病兵の看護に当たり、その任務に従事してきた。さらに終戦時に不本意ながら長期抑留の身となり、苦難の末帰国し、召集解除になつた者も数多い。

しかし、これらの者に対しては、昭和四十一年、五十二年の恩給法の改正により、ようやく従軍看護婦の一部が恩給の適用を受けるようになったが、なお多くの従軍看護婦が何ら法の恩恵を受けることなく放置されている現状である。

よつて速やかに恩給法の改正を行い、日赤看護婦をはじめとするすべての従軍看護婦が恩給の適用を受けられるようにすべきだと考えるがどうか。

右質問する。

昭和五十三年三月十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員井上 一成君提出従軍看護婦に対する恩給法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四六七

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

朗読を省略した議長の報告 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

四六八

〔別紙〕

衆議院議員井上一成君提出従軍看護婦に対する恩給法の適用に関する質問に対する答弁書

恩給制度は、もともと官吏又は旧軍人を対象としたものであつて、このような身分を有していなかつた者を恩給法の適用の対象とするのは、制度の建前に照らし困難である。

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員春日一幸君提出東大医学部附属病院精神神経科の正常化に関する再質問主意書

提出者 春日 一幸

衆議院議員 保利 茂殿

東大医学部附属病院精神神経科の正常化に関する再質問主意書

標記の質問に対する政府の答弁は、政府及び大学当局の無能を告白するに等しく、到底納得することとはできない。すなわち、政府及び大学当局は、一部無法な医師等グループの勢力行使に屈服してゐるのみで、長年月にわたり実態を把握することすらできずに放置して今日に及んでおり、まさに言語道断と言ふべきである。いやしくも国立大学の病院の一角にこのような無法地帯が公然と存在してゐるということは、法治国家として断じて許すべきではない。政府及び大学当局は、この際断然たる決意をもつて法上の手段を強行してでも、これが早期解決に全力を傾注すべきであると考へる。

よつて次の諸点に関し、更に政府の明確な見解を承りたい。

一 精医連は、医局講座制の解体等を主張し、これを貫徹するために自主管理と称して病棟の占拠を続けているものであるが、このような実力行使は法的に是認されるものであるか。

二 石川清講師は、東大医学部職員として教育研究、治療については職務上独立の地位にある

とはいへ、教職員人事、施設管理等については何らの権限を持つておらず、従つて自主管理と称して集団で病棟を占拠するがごときは、はなはだしき不法、不当の行為と考へるべきであらう。

三 精医連のリーダーであつた石川清講師は現在その地位を退けられ、その後任に森山公夫といふ東大医学部職員でない医師が実行委員長となつてゐると伝えられるが、大学当局はこのよう

な無責任な局外者を相手として話し合ひをしてゐるのか。

四 精医連は、東大医学部職員である精神神経科の講師、助手等により結成されたものと言われ

るが、現在は東大医学部職員でない医師等の局外者がこれに参加して病棟を占拠してゐると伝えられるが、これは不法占拠と考へるがどうか。

五 精神神経科所属の東大医学部職員の任免、降

任、懲戒等教職員人事に関する権限の所在及び権限行使の手續等は、どのようになつてゐるか。

六 病棟には出居研修医二人及び東大医学部職員

以外の医師約三十人が出入りして診療の補助を

をしてゐると言われるが、その法的根拠は奈辺にあるか。

七 精医連は、医局講座制の解体、公選人事の実

現等を主張してゐると言われるが、これに対する

政府及び大学当局の見解はいかなるものである

のか。

八 精医連は自主管理闘争を名目に掲げる傍ら、

病棟をゲバ学生等の宿泊にしばしば利用する

等、過激派グループの政治活動の拠点としてゐ

るようであるが、政府及び大学当局は速やかに

その実態を把握して、これを排除すべきではない

か。

九 病棟を占拠してゐる医師等グループの今日ま

での職場秩序紊乱の行動にかんがみ、任命権者

たる東大の学長は、速やかに所要の手續を採

り、これら職員を法に基づいて厳正に処断する

とともに、占拠者に対しては退去命令を出し

て、入院患者の安全に十分な配慮をしたうえで

速やかに病棟の秩序回復を断行し、もつてその

正常化を直ちに実現すべきではないか。

右質問する。

昭和五十三年三月十四日

衆議院議員 保利 茂殿

衆議院議員春日一幸君提出東大医学部附属病院精神神経科の正常化に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出東大医学部附属病院精神神経科の正常化に関する再質問に

対する答弁書

一、二及び四について  
東京大学医学部講師を含む精医連と称する集団が、いわゆる自主管理と称して精神神経科病棟を占拠する等長期にわたり不正常な事態を継続してゐることは、到底容認できないところであり、誠に遺憾である。

三について

大学当局は、従来から精神神経科病棟の状況を真に正常化するためには、病棟を占拠してゐる精医連側を説得することが必要であるといふ考えの下に、そのための努力を重ねてゐるところである。

現在、全学的な支援体制の下に更に説得の努力を続けてゐるところであり、その成果も芽生えつつあるので、しばらくその様子を見守ることとしたい。

五について

精神神経科病棟に現在勤務する職員は、講師、看護婦及び医療技術職員等であり、これらの職員に係る任免、昇任、降任及び懲戒に関する権限はいずれも東京大学長にある。

これらの職員のうち講師については、教育公務員特例法が適用され、その採用及び昇任については、医学部教授会の選考に基づき学長が行つてゐる。免職、降任及び懲戒については、評議会の審査の結果に基づき学長が行つてゐるとされてゐる。

六について

東京大学の医師以外の者による精神神経科の入院患者の診療は、病院当局が事実上このことを容認してゐるものであり、このような状態は、附属病院の在り方として正常なものとはい

えない。

七について

精医連の主張する医局講座制の解体、公選人事は、現行大学制度の基本と相容れないものであるばかりでなく、その主張に積極的な意義があると認め難い。

八について

精神神経科病棟が極左暴力集団の宿泊場所に利用されたことがあると聞いているが、その実態については確認していない。

しかしながら、現在ようやく、病棟の施設設備等の管理の正常化のため、必要に応じ管理責任者が病棟内に立ち入る体制が確保されつつあり、今後右のような事態が生じないよう最善の努力を尽くしてまいりたい。

九について

昨年末以来の大学当局の努力により、最近に至り、管理責任者による病棟への立入りの実施等病棟管理の正常化の方向に向かつて動き出しつつある。

文部大臣は、去る三月六日、東京大学長を招致し、八年間も不正常な事態が続いたことは到底国民の納得を得られるものでなく、事態は遷延を許さない状況にあることを述べ、毅然たる態度の下に全学を挙げて正常化に導くよう、強く指導したところである。

これに対し、東京大学長は、全学を挙げて速やかな正常化の実現を期する旨の決意を表明してゐるところであり、今後、適切な措置が講ぜられることになると考へる。

右答弁する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十三年二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫



| 長期借入金         | 700,000千円    |
|---------------|--------------|
| (款) 資本支出費     | 31,246,000千円 |
| (項) 建設費       | 20,700,000千円 |
| 放送債券償還積立資産繰入れ | 1,786,000千円  |

| 放送債券償還金  | 1,660,000千円 |
|----------|-------------|
| 長期借入金返還金 | 7,100,000千円 |

昭和53年度の財政を安定させるための財源として、昭和51年度及び昭和52年度より使用を繰り延べることとしている繰越金合計額11,830,000千円を、前期繰越金受入れに計上し、2,386,000千円を本年度の事業収支差金の補てんのために使用し、8,894,000千円を債務償還のために使用する。

なお、事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、215,897,588千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は、218,404,388千円であり、経常事業収支差金は、△2,506,800千円である。この経常事業収支差金は、上記の繰越金をもって補てんする。

### 昭和53年度事業計画

#### 1 計画概説

昭和53年度における日本放送協会の事業運営は、昭和51年度を初年度とする3か年の経営計画の最終年度としての課題を果たすべく受信料収入の確保と経費の抑制に最大の努力を傾注するとともに、設備投資についても重点的に実施し、社会、経済情勢に即応して、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を吸収して、これを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及、番組の充実刷新に努めることとする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、FM放送局の建設を行うとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応した放送網の整備を進める。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受け止めるとともに、視聴態様に対応して、共感を呼ぶ魅力ある番組の一層弾力的な編成を行う。

なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。

(3) 社会環境の激しい変化の中で、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的

に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。  
また、受信料免除については、免除実施対象の見直しを行い、日本放送協会放送受信料免除基準に定める「職業訓練所」、「青少年きょう正教育施設」、「刑務所等」、「公的医療機関等」、「図書館」、「博物館等」に対する受信料の免除を廃止する。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するた

め、番組の充実刷新を行う。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の効率化を一層積極的に推進し、企業効率の向上を図る。また、職員に対する給与等については、適正な水準の維持を図る。

#### 2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に88億800万円、演奏所の整備に5億3,000万円、放送設備の整備に62億6,600万円、研究設備の整備等に40億9,600万円、総額207億円をもって施行する。

##### (1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域解消をより効率的に進めることとし、200地区にテレビジョン局の建設を完成し、120地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、800施設を設置する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、79億9,800万円である。

##### (2) ラジオ放送網計画

FM放送局5局の建設を完成し、5局の建設に着手するとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応して、必要な整備を進めるほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、18億1,000万円である。

##### (3) 演奏所整備計画

老朽あひないな地方放送会館の整備を取り進める。

これに要する経費は、5億3,000万円である。

##### (4) 放送設備整備計画

ローカル放送充実のための放送機材の整備を行うほか、老朽の著しい報道用取材機器、中継放送用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、62億6,600万円である。

##### (5) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行うほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行う。

これらに要する経費は、40億9,600万円である。

#### 3 事業運営計画

##### (1) 要員及び給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、前年度より総員を16,560人とする。

これに要する給与は、総額764億2,800万4千円である。

##### (2) 国内放送

放送番組については、視聴者の意向を積極的に受け止め、テレビジョン放送において、総合



## イ 受信料免除者見込数

| 区  | 分   | 昭和53年度 | 昭和52年度  | 増       | 減     |
|----|-----|--------|---------|---------|-------|
| 年度 | 初頭  | 免除者数   | 440,000 | 440,000 | 6,000 |
| 年度 | 内新規 | 免除者数   | 26,000  | 25,000  | 1,000 |
| 年度 | 内解約 | 者数     | 27,000  | 26,000  | 1,000 |
| 年度 | 内増加 | 免除者数   | 1,000   | 1,000   | 0     |

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

| 区  | 分   | 昭和53年度 | 昭和52年度     | 増          | 減         |
|----|-----|--------|------------|------------|-----------|
| 年度 | 初頭  | 契約者数   | 24,227,000 | 23,123,000 | 1,104,000 |
| 年度 | 内新規 | 契約者数   | 2,390,000  | 2,620,000  | 130,000   |
| 年度 | 内解約 | 者数     | 1,540,000  | 1,420,000  | 120,000   |
| 年度 | 内増加 | 契約者数   | 850,000    | 1,100,000  | 250,000   |

## イ 受信料免除者見込数

| 区  | 分   | 昭和53年度 | 昭和52年度  | 増       | 減      |
|----|-----|--------|---------|---------|--------|
| 年度 | 初頭  | 免除者数   | 221,000 | 186,000 | 35,000 |
| 年度 | 内新規 | 免除者数   | 48,000  | 49,000  | 1,000  |
| 年度 | 内解約 | 者数     | 11,000  | 10,000  | 1,000  |
| 年度 | 内増加 | 免除者数   | 37,000  | 39,000  | 2,000  |

## (参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

## (1) 普通契約

## ア 有料契約者見込数

| 区  | 分   | 昭和53年度 | 昭和52年度 | 増      | 減     |
|----|-----|--------|--------|--------|-------|
| 年度 | 初頭  | 契約者数   | 47,280 | 56,000 | 8,740 |
| 年度 | 内新規 | 契約者数   | 8,000  | 7,000  | 1,000 |
| 年度 | 内解約 | 者数     | 14,000 | 16,000 | 2,000 |
| 年度 | 内増加 | 契約者数   | 6,000  | 9,000  | 3,000 |

## イ 受信料免除者見込数

| 区  | 分   | 昭和53年度 | 昭和52年度 | 増     | 減   |
|----|-----|--------|--------|-------|-----|
| 年度 | 初頭  | 免除者数   | 4,950  | 5,120 | 170 |
| 年度 | 内新規 | 免除者数   | 120    | 90    | 30  |
| 年度 | 内解約 | 者数     | 0      | 0     | 0   |
| 年度 | 内増加 | 免除者数   | 120    | 90    | 30  |

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

| 区  | 分   | 昭和53年度 | 昭和52年度  | 増       | 減      |
|----|-----|--------|---------|---------|--------|
| 年度 | 初頭  | 契約者数   | 154,000 | 139,000 | 15,000 |
| 年度 | 内新規 | 契約者数   | 48,000  | 41,000  | 2,000  |
| 年度 | 内解約 | 者数     | 31,000  | 26,000  | 5,000  |
| 年度 | 内増加 | 契約者数   | 12,000  | 15,000  | 3,000  |

## イ 受信料免除者見込数

| 区  | 分   | 昭和53年度 | 昭和52年度 | 増   | 減  |
|----|-----|--------|--------|-----|----|
| 年度 | 初頭  | 免除者数   | 450    | 410 | 40 |
| 年度 | 内新規 | 免除者数   | 30     | 40  | 10 |
| 年度 | 内解約 | 者数     | 0      | 0   | 0  |
| 年度 | 内増加 | 免除者数   | 30     | 40  | 10 |

## (参考2)

## 有料契約者見込総数

| 区  | 分   | 普通契約者数 | カラー契約者数   | 契約者総数      |            |
|----|-----|--------|-----------|------------|------------|
| 年度 | 初頭  | 契約者数   | 2,909,000 | 24,227,000 | 27,136,000 |
| 年度 | 内増加 | 契約者数   | 250,000   | 850,000    | 600,000    |
| 年度 | 末   | 契約者数   | 2,659,000 | 25,077,000 | 27,736,000 |

## 1 資金計画の概要

## 昭和53年度資金計画

昭和53年度収支予算及び事業計画に基づき本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額2,295億5,462万8千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金金の返還等による出金総額2,295億9,103万4千円をもつて施行する。

## 2 入金部

受信料については、受信料収入予算2,112億11万円から年度内に収納に至らないものを控除し

た受信料収入額2,027億5,211万円を予定する。  
放送債券については、30億円発行による入金額29億9,250万円、長期借入金については、7億円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入6億9,957万3千円、受入利息等雑収入39億9,760万5千円、固定資産売却収入2億9,580万円、放送債券償還積立資産の増し入れ16億5,200万円、有価証券売却その他の入金164億6,474万円を見込む。

以上により入金額は、総額2,295億5,462万8千円である。

3 出金の部  
事業経費1,908億1,036万5千円、建設経費207億円、放送債券の償還16億6,000万円、長期借入金の返還71億円、支払利息等の経費27億9,466万9千円、放送債券償還積立資産への繰入れ17億8,600万円、予備費20億円、有価証券購入その他の出金27億4,000万円を合わせ出金額は、総額2,295億9,103万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

| 区 分             | (単位 千円)    |            |            |            |             |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
|                 | 第1・4半期     | 第2・4半期     | 第3・4半期     | 第4・4半期     | 合 計         |
| 1. 前期末資金有高      | 12,000,000 | 12,013,110 | 12,023,494 | 11,989,566 | —           |
| 2. 入 受 信 料      | 53,571,867 | 48,905,048 | 67,380,769 | 59,196,944 | 229,554,628 |
| 放 送 債 券         | 48,303,019 | 45,646,676 | 58,554,205 | 50,248,210 | 202,752,110 |
| 長 期 借 入 金       | 0          | 0          | 2,992,500  | 0          | 2,992,500   |
| 交 付 金 入 入       | 0          | 0          | 0          | 700,000    | 700,000     |
| 雑 収 入           | 174,690    | 173,580    | 174,690    | 176,913    | 699,873     |
| 固定資産売却収入        | 483,572    | 944,838    | 1,032,770  | 1,516,425  | 3,997,605   |
| 放送債券償還積立資産の増し入れ | 4,450      | 4,450      | 238,450    | 28,450     | 295,800     |
| 有価証券売却その他の入金    | 0          | 0          | 0          | 1,652,000  | 1,652,000   |
| 3. 出 金          | 4,606,136  | 2,135,504  | 4,848,154  | 4,874,946  | 16,464,740  |
| 事業経費            | 53,558,757 | 48,894,664 | 67,914,697 | 59,222,916 | 229,591,034 |
| 建設経費            | 47,567,062 | 41,190,056 | 59,841,529 | 42,211,718 | 190,810,365 |
| 放送債券償還          | 4,957,262  | 6,290,996  | 4,998,049  | 4,453,683  | 20,700,006  |
| 長期借入金返還         | 0          | 60,000     | 0          | 1,600,000  | 1,660,000   |
| 支払利息等の経費        | 0          | 0          | 0          | 7,100,000  | 7,100,000   |
| 放送債券償還積立資産の増し入れ | 49,433     | 853,612    | 575,119    | 871,505    | 2,794,669   |
| 予備費             | 0          | 0          | 0          | 1,786,000  | 1,786,000   |
| 有価証券購入その他の出金    | 500,000    | 500,000    | 500,000    | 500,000    | 2,000,000   |
| 4. 期末資金有高       | 40,000     | 0          | 2,000,000  | 700,000    | 2,740,000   |
|                 | 12,013,110 | 12,023,494 | 11,989,566 | 11,963,594 | —           |

日本放送協会昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和58年2月  
日本放送協会昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当である。

なお、昭和58年度収支予算は、事業収支における収入不足額29億円と債務償還に必要な資金の不足額89億円を昭和51年度及び昭和52年度からの繰越金118億円で補てんすることにより収支の均衡を保っており、協会を取り巻く経営環境は極めて厳しいと考えられる。

協会は、この厳しい現状を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

- 記
- 1 協会は、公共放送機関としての経営責任を全うするため、長期的展望に立つて事業運営の刷新、効率化を図るとともに、国民生活に及ぼす影響を考慮し、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。
  - 2 昭和58年度収支予算は、単年度で多額の収入不足を生じているが、協会は、経営の基盤である受信料の確保と経費削減の徹底を図り、この収入不足額を極力減少させるよう努めるべきである。
  - 3 協会は、その放送の果たすべき役割を十分認識し、一層創意と工夫を凝らして、国民生活の充実、向上に寄与する放送を行うよう努めるべきである。
  - 4 テレビジョン放送の難関解消については、更に効率的にこれを実施するよう努めるべきである。

理 由  
日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十條第三項の規定に基づき、本協会の昭和五十八年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当である。

一 本件は、日本放送協会の昭和五十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十條第三項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件は、「日本放送協会」の「昭和五十八年度収支予算、事業計画及び資金計画」の承認を求めるものである。

三 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

四 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

五 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

六 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

七 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

八 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

九 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

十 本件は、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に  
関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四七四

ただし、六か月分前納の場合、普通契約

二、三〇〇円、カラー契約三、九〇五円

十二か月分前納の場合、普通契約四、六

二〇〇円、カラー契約七、八一〇円

なお、沖縄県の区域においては、特例措

置として、

普通契約

カラー契約

ただし、六か月分前納の場合、普通契約

一、八一五円、カラー契約三、三五五円

十二か月分前納の場合、普通契約三、六

三〇〇円、カラー契約六、七一〇円

収支予算書

(事業収支)

事業収入 二、二六一億五、七八四万円

事業支出 二、一九〇億九、三八四万円

事業収支差金 二九億三、六〇〇万円

(資本収支)

資本収入 三四一億八、二〇〇万円

資本支出 三二二億四、六〇〇万円

また、事業収支において、特別収支を除

いた経常事業収支は、

経常事業収入 二、一五八億九、七五九万円

経常事業支出 二、一八四億四、三九四万円

経常事業収支差金 二五億六、八〇〇万円

となつてゐる。

なお、昭和五十三年度の財政を安定させ

るための財源として、昭和五十一年度及び

昭和五十一年度より使用を繰り延べるこ

としてゐる繰越金合計額一一八億三、〇〇

〇万円については、このうち二九億三、六

〇〇万円を事業収支における不足額の補て

んに使用し、残り八八億九、四〇〇万円は

債務償還のために使用することとしてゐ

る。

2 事業計画

(一) 建設計画

テレビジョンについては、その難視聴地

域の解消を図るため、二〇〇地区に中継局

の建設を完成し、二〇〇地区の建設に着手

するほか、辺地における共同受信施設につ

いては、九〇〇施設を設置する。また、県

域放送のためテレビジョン局の調査を行う

ほか、テレビジョン放送機器の整備等を行

う。

ラジオについては、FM放送局五局の建

設を完成し、五局の建設に着手するととも

に、標準放送用周波数割当計画表の修正に

対応して、必要な整備を進めるほか、ラジ

オ放送機器の整備等を行う。

その他演奏所、放送設備、研究設備及び

一般施設の整備を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送については、テレビジョン、

ラジオ両放送とも視聴者の意向を積極的に

に受け止めるとともに、視聴態様に対応

して、共感を呼ぶ魅力ある番組の一層弾

力的な編成を行う。

(2) 国際放送については、国際間の理解と

親善に寄与するため、番組の充実刷新を

行う。

(3) 営業関係については、社会環境の激し

い変化の中で、更に幅広い視聴者の意向

を吸収し、これを事業運営に的確に反映

させるとともに、受信料制度等につい

て、視聴者の理解と信頼を深めるため、

視聴者会議の運営等の諸活動を強化す

る。

また、受信料負担の公平を期するた

る。

なお、受信料免除については、免除実

施対象の見直しを行い、「職業訓練所等

六項目についての免除を廃止する。

(4) 調査研究については、放送番組、放送

技術の向上に寄与する調査研究を推進

し、その成果を放送に生かすとともに、

広く一般に公開して、我が国放送文化の

発展に資する。

(5) 経営管理については、経営全般にわた

り業務の効率化を一層推進し、企業能率

の向上を図る。また、要員は前年度どお

り総員を一六、五六〇人とし、その給与

については、適正な水準の維持を図る。

(三) 受信契約者見込数

普通契約において、年度当初二九〇万九

千件、年度内減少二五万五千件、年度末二六五

万九千件、カラー契約において、年度当初

二、四二二万七千件、年度内増加八五万

件、年度末二、五〇七万七千件と見込み、

その結果、契約総数は年度当初二、七二三

万六千件、年度内増加六〇万五千件、年度末二、

七七三万六千件と見込んでゐる。

資金計画

(一) 年度内の入金額は総額二、二九五億五、

四六二万八千円を予定しているが、その内

訳は、受信料について受信料収入予算から

年度内に収納に至らない額を控除した受信

料収納額二、〇二七億五、二二一萬円、放

送債券については三〇億四千万円による入金

額二九億九、二五〇万円、長期借入金七億

円及びその他の収入二二一億一、〇〇一萬

八千円となつてゐる。

(二) 年度内の出金額は総額二、二九五億九、

一〇三万四千円を予定しているが、その内

一億円及びその他の出金九三億二、〇六六

万九千円となつてゐる。

三 本件の議決理由

日本放送協会の昭和五十三年度収支予算、事

業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし

妥当なものと認め、本件は、これを承認すべき

ものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を

付することを決した。

右報告する。

昭和五十三年三月十五日

通信委員長 松本 七郎

衆議院議長 保利 茂殿

(別紙)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、

承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に

努むべきである。

一 協会の公共放送としての基本的性格と受信料

制度について、視聴者の理解と信頼を一層深め

るための施策を推進し、未収受信料及び未契約

の解消の徹底を図ること。

一 協会の経営に当たつては、長期的展望に立

ち、企業努力に徹し、その基盤たる財政の健全

化を図ること。

一 テレビジョン放送の難視聴解消対策を一層効

率的に推進すること。

一 国際放送交付金の増額、受信料減免措置の改

廃など、協会の負担の軽減を図る措置を検討す

ること。

一 協会の職員の待遇改善について適正な配慮を

すること。

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關

する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

右

昭和五十三年一月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に  
関する法律の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条・第十条の二」に、「第十八条の二」を「第十八条」に、「第二十条の五」を「第二十条の四」に、「第二十八条の四」を「第二十八条の五」に、「第五節 住宅控除」を「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の四・第四十条の六)」に、「第五十二条の五」を「第五十二条の四」に、「第五十七条の六」を「第五十七条の五」に、「第七節の二 景気調整のための課税の特例第六十六条の四」を「第七節の三 内国法人のための課税の特例(第六十六条の四・第六十六条の五)」に、「第七節の三 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六条の六・第六十六条の九)」に、「第六十六条の五」を「第六十六条の八」に、「第六十六条の五」を「第六十六条の十」に、「第六十八条の二」に改める。

第七条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第九条の見出し中「農業協同組合等」を「森林組合」に改め、同条中「法人(清算中の法人を除く。以下に掲げるものを)」を「森林組合(清算中のものを除く。以下昭和五十三年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法(昭和三十三年法律第五十六号)第四条第二項の規定を受けたものを)」に改め、各号を削る。第十條第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。

第二章第二節第一款中第十条の次に次の一条

を加える。

(特定機械設備等)を取得した場合の所得税額の特例(特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この条において「特定機械設備等」という。)を取得し、又は特定機械設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除くものとし、第五号に掲げる個人にあつては同号に掲げる機械及び装置を第十二条の三第一項に規定する事業の用に供した場合に限る。)には、その事業の用に供した日の属する年分(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)(の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した特定機械設備等(次条から第十三条の二まで、第十六条又は第十六条の二の規定の適用を受けるものを除く。)(の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額(以下この条において「投資税額控除限度額」という。))を控除する。この場合において、当該個人の供用年における投資税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得に係る所得税額」という。)(の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 次条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる個人、それぞれ同表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産

二 火災若しくは石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第一号に規定する石油等により生ずる災害による人身の被害又は労働災害のうち有害物質等による健康障害の防止に資する機械その他の減価償却資産でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該機械その他の減価償却資産

三 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の日常生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合においてその基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該機械その他の設備

四 電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該電子計算機

五 第十二条の三第一項に規定する中小企業者に該当する個人、同項に規定する機械及び装置

二 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)(において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した特定機械設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、

その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該個人のその年の前年以前三年内の各年(供用年からその年の前年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。)(における投資税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各年において総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

4 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

5 第二項の規定は、供用年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十条の二第一項又は第二項(特定機械設備等)を取得した場合の所得税額の特別控除」とする。

第十一條第一項中「第九号」を「第八号」に改

四七六

|                                                                                                                                                                                                                                              |                                    |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------|
| <p>六 相互に組み合はせ<br/>て使用することによ<br/>りより高度な機能を<br/>發揮させることがで<br/>きるものとして新た<br/>に開発され又は著し<br/>く改良された電子情<br/>報処理装置と産業機<br/>械とを一組みとした<br/>機械を他の設備で<br/>その製造に多額の費<br/>用を要するものの中<br/>ちその設置をするこ<br/>とが緊急に必要なも<br/>のとして政令で定め<br/>るものを事業の用に<br/>供する個人</p> | <p>当該機械<br/>設備<br/>その他の<br/>設備</p> | <p>四分の<br/>一</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------|

第十二条第一項中「三年以内」を「五年以内」

2 前項の規定は、当該公害防止施設につきその事業の用に供した年又はその翌年以後の年のいずれかの年において同項の規定の適用を受けなかつた場合には、当該公害防止施設については、その受けなかつた年の翌年以後の各年における適用はないものとする。

「その附属設備」を「その附属設備」当該個人が、当該中小企業構造改善計画に係る承認前に中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業（以下この号において「適正化事業」という。）について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員（当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。）又はこれに準ずる者として政令で定めるものに該当する場合に、これらの減価償却資産のうち当該中小企業構造改善計画に係る承認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）に認め、同号に次のように加える。

第二十條の二を削り、第二十條の三第一項中「あわせ」を「併せ」に、「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改め、「収入金額」の下に「と最近における当該補修の実績とを基礎」を加え、「の百分の二に相当する金額」を削り、同条を第二十條の二とする。

三 土地等の譲渡で第三十三条の四第一項に規定する取用交換等によるもの（当該取用交換等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が

千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。

第二十八条の四第二項第四号イを次のように改める。

イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

第二十八条の四第二項第四号ハ及び同項第五号イ中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第七号中「その譲渡価格が適正であるもの」を「当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

八 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者である個人の行う土地等（住宅の敷地の用に供されているもので政令で定めるものに限る。）の譲渡でその取得後政

令で定める期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの。

第二章第二節第五款中第二十八条の四の次の一条を加える。

（認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例）

第二十八条の五 青色申告書を提出する居住者で円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）第四条第一項に規定する認定中小企業者に該当するものの昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた純損失の金額（所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。以下この条において同じ。）に係る同法第四十条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 所得税法第百四十条<br>第一項第一号 | その年の前年分 | 課税山林所得金額                                                                                                                                  | その年の前年分 | 所得税法第百四十条<br>第一項第二号 | その年の前年分 | 所得税法第百四十条<br>第二項 |
|---------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------|---------|------------------|
|                     |         |                                                                                                                                           |         |                     |         |                  |
| その年の前年分             | その年の前年分 | 課税山林所得金額（既に当該還付所得年分の所得税の額につき第百四十二条第二項の規定の適用により還付された金額がある場合には、当該還付所得年分の課税山林所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額。次号において同じ。） | その年の前年分 | その年の前年分             | その年の前年分 | 除く               |
| その年の前年分             | その年の前年分 | 課税山林所得金額（既に当該還付所得年分の所得税の額につき第百四十二条第二項の規定の適用により還付された金額がある場合には、当該還付所得年分の課税山林所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額。次号において同じ。） | その年の前年分 | その年の前年分             | その年の前年分 | 除く               |
| その年の前年分             | その年の前年分 | 課税山林所得金額（既に当該還付所得年分の所得税の額につき第百四十二条第二項の規定の適用により還付された金額がある場合には、当該還付所得年分の課税山林所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額。次号において同じ。） | その年の前年分 | その年の前年分             | その年の前年分 | 除く               |

| 所得税法第百四十条<br>第三項 | 前年において  | 当該還付所得年分の所得税につき            |
|------------------|---------|----------------------------|
| 所得税法第百四十条<br>第四項 | その年の前年分 | 当該還付所得年分以後の各年分             |
| 所得税法第百四十条<br>第五項 | 前年において  | 前年（昭和五十二年又は昭和五十三年に限る。）において |
| 前年分              | 前年分     | 前年分                        |

2 前項の規定は、昭和五十二年又は昭和五十三年において死亡した同項の認定中小企業者に該当する居住者の相続人が所得税法第百二十五条第一項、第三項又は第五項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書（青色申告書に限る。）に記載すべき当該居住者のこれらの年において生じた純損失の金額に係る同法第百四十一条の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の認定中小企業者に該当する居住者で第二十五条の二第二項の選択をしたものの昭和五十二年又は昭和五十三年において生じたみなし法人損失額（同条第二項第一号に規定するみなし法人所得額の計算上生じた損失の金額をいう。）がある場合の特例その他第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條の六第二項中「第十一条」を「第十条の二」に改める。

第三十四條第二項第二号中「都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項」の下に「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第 号）第八条第一項」を加える。

第三十四條の二第二項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第三号中「面積一ヘクタール以上の」及び「五十戸以上の」を削り、「都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域内において行われるもののうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるもの」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、「供するために」の下に「昭和五十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」の間に「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」の間に「当該事業により造成され、又は建設される宅地又は

昭和五十二年又は昭和五十三年に限り、前項の規定は、昭和五十二年又は昭和五十三年において死亡した同項の認定中小企業者に該当する居住者の相続人が所得税法第百二十五条第一項、第三項又は第五項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書（青色申告書に限る。）に記載すべき当該居住者のこれらの年において生じた純損失の金額に係る同法第百四十一条の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十三條の六第二項中「第十一条」を「第十条の二」に改める。

第三十四條第二項第二号中「都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項」の下に「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第 号）第八条第一項」を加える。

第三十四條の二第二項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第三号中「面積一ヘクタール以上の」及び「五十戸以上の」を削り、「都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域内において行われるもののうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるもの」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、「供するために」の下に「昭和五十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」の間に「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」の間に「当該事業により造成され、又は建設される宅地又は

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

住宅の分譲を受けることを約して「に」に限る」を「を」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該事業が都市計画法第四十条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであること。

ロ 当該事業が一団の宅地の造成に関する事業である場合には、その一団の土地の面積が一ヘクタール以上のものであること（当該事業により造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲宅地」という。）がある場合には、その一団の土地の面積のうち優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が一ヘクタール以上のものであること。）。

ハ 当該事業が一団の住宅建設に関する事業である場合には、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること（当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。）。

ニ 当該事業により造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）又は当該事業により建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）の分譲が公算の方法により行われるものであること。

第三十四条の二第二項第十三号を第十四号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九条第二項の規定により買収取られる場合

第三十五条第一項中「譲渡をし、当該家屋とともに」を「譲渡（当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの及び所得税法第五十八条の規定又は第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条若しくは第三十七条の四の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは当該家屋とともにする」に、「以下次条までにおいて同じ。」を「を」に、「以下この条において同じ。」を「を」に、「（建物又は堅固な構築物の敷地の用に供されているものを除く。）の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした場合（当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対して譲渡をした場合及び第三十三条から第三十三条の三までの譲渡をした場合を除く。）を」の譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものの譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものとともにするその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡を、これらの家屋が当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間にした場合」に改める。

第三十六条第一項中「譲渡をした」を「譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。）をした」に改める。

第三十七条第一項の表の第六号の上欄中ロをハとし、イをロとし、同号の上欄にイとして次のように加える。

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区

第三十七条の三第二項中「第十一条」を「第十条の二」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入）

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社で、本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域として政令で定める国又は地域に本店又は主たる事務所を有するもの（以下この節において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものでして政令で定める金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合に、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この節において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（以下この条において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の十以上である居住者

二 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する居住者（前号に掲げる居住者を除く。）

である一の同族株主グループに属する居住者（前号に掲げる居住者を除く。）

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式等のうちに居住者（当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。）及び内国法人の所有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以上に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

三 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等（株式出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関

する使用権を含む。若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。ただし、当該該当する事業年度において、当該特定外国子会社等がその者に係る他の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額(次条第一項第二号及び第三号に掲げる金額を含む。)のうち当該他の特定外国子会社等の第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額が当該該当する事業年度の総収入金額の百分の五に相当する金額を超える場合には、当該特定外国子会社等の当該該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、この限りでない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する

る国又は地域(当該国又は地域に係る海域で政令で定めるものを含む。)において行っている場合として政令で定める場合

4 第一項各号に掲げる居住者が同項の規定の適用を受ける場合は、その者は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を確定申告書に添付しなければならない。

5 第一項各号に掲げる居住者が第三項本文の規定の適用を受ける場合は、その者は、確定申告書に同項本文の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

第四十条の五 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国子会社等につき次の各号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に掲げる金額のうち、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「課税済配当等の額」という。)が含まれているときは、その課税済配当等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者のその事実の生じた日の属する年分の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額(所得税法第二十五条の規定により当該特定外国子会社等からの利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。第一号を除き、以下この節において「配当等の額」という。)に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払、その支払う利益の配当又は剰余金の分

#### 配の額

二 所得税法第二十五条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付、その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同項に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 所得税法第二十五条第二項各号に掲げる事実、当該各号に掲げる金額

2 前項に規定する居住者のその年の前年以前三年内の各年において、課税済配当等の額に相当する金額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(この項の規定により前年以前の各年において控除されたものを除く。以下この項において「控除未済配当等の額」という。)がある場合には、当該控除未済配当等の額は、政令で定めるところにより、その者のその年分の特定外国子会社等から受ける配当等の額に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

3 第一項又は前項の規定は、第一項に規定する年分の確定申告書を提出し、又は当該確定申告書及びその翌年分以後前項の規定の適用を受けようとする年分までの各年分の確定申告書を連続して提出している場合であつて、その提出する第一項に規定する年分の確定申告書又は当該各年分の確定申告書に、それぞれ同項又は前項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額並びに第一項又は前項に規定する特定外国子会社等から受ける配当等の額に係る配当所得の金額及び課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

4 税務署長は、第一項若しくは第二項の規定による控除を受けようとする年分の確定申告書の提出がなかつた場合又は当該控除をされるべきこととなる金額の全部若しくは一部についての前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、同項の記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項又は第二項の規定を適用することができ

第四十条の六 居住者が第四十条の四第一項各号に掲げる者に該当するかどうか及び外国法人が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定に関する事項、居住者がその者に係る特定外国子会社等から受ける配当等の額につき納付する所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の処理その他前二条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第一項中「昭和五十四年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による控除を受けることができる居住者が当該控除を受けることができる各年において、同項に規定する家屋の新築工事若しくは取得に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り入れた借入金で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法に



第四十八條第一項中「第五十二條の三」を「第五十二條の二」に改め、同項の表中昭和五十三年三月三十一日を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第四十九條第一項中「第五十二條の四第一項」を「第五十二條の三第一項」に改め、同条第二項中「第五十二條の三」を「第五十二條の二」に改める。

第五十條第一項及び第五十一條第二項中「第五十二條の四第一項」を「第五十二條の三第一項」に改める。

第五十一條の二第一項中「第五十二條の三」を「第五十二條の二」に改め、同条第二項中「第五十二條の四第一項」を「第五十二條の三第一項」に改める。

第五十二條の二を削り、第五十二條の三を第五十二條の二とし、第五十二條の四を第五十二條の三とし、第五十二條の五を第五十二條の四とする。

第五十三條第一項中「百分の九十七・六」を「百分の九十八」に、「証券取引所において」を「証券取引所に」と改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同項第一号の「有価証券のうち、株式についてはこれを上場株式とその他の株式とに区分し、株式以外の有価証券についてはこれを証券取引所に上場されているものとその他の有価証券とに区分して計算することとができるもの」とし、同項第二号の「有価証券のうち上場株式以外の有価証券については、これを株式とその他の有価証券とに区分し、更に当該その他の有価証券については、これを証券取引所に上場されているものとその他の有価証券とに区分して計算することとができるもの」とする。

第五十五條第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「第三

項第八号ハ」を「第三項第九号ハ」に改め、同項の表の第一号中「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同表の第二号中「第四号又は第六号」を「第五号又は第七号」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同表の第六号を同表の第七号とし、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

|                 |              |       |
|-----------------|--------------|-------|
| 三 使用済核燃料再処理事業法人 | 使用済核燃料再処理事業債 | 百分の四十 |
|-----------------|--------------|-------|

第五十五條第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「有する法人」の下に「製造業、建設業その他の政令で定める事業を主として営むことを目的とするものに限る。」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第二号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第三号」を「第四号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 使用済核燃料再処理事業債 第一項に規定する内国法人の取得する第三号の使用済核燃料再処理事業法人に対する貸付金に係る債権で、その取得が本邦における使用済核燃料の有効利用に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

第五十五條第三項第九号中「又は外国法人（第二項第一項第一号又は第二号に規定する非居住者又は外国法人をいう。第十一号において同

じ。）」を「（第二項第一項第一号に規定する非居住者をいう。第十三号において同じ。又は外国法人に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第四号」を「第五号」に、「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「金属鉱物」の下に「水産動植物、飼料用穀物」を加え、「開発又は」を「開発（養殖栽培その他これらに類する行為を含む。以下この項において同じ。）」又は「（当該事業に附随して行われる事業及び同法の施行地におけるこれらの事業で当該石油に係るものを含む。以下次号までにおいて「資源開発事業等」という。）」を「（水産動植物の開発又は採取に係る事業にあつては、漁業水域に関する暫定措置法（昭和五十二年法律第三十一号）第三條第三項に規定する漁業水域において行われるものを除く。）及びこれらの事業に付随して行われる事業並びに法人税法の施行地におけるこれらの事業で当該石油に係るもの（以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 使用済核燃料再処理事業法人 外国法人（第二項第一項第二号に規定する外国法人をいう。第十号及び第十三号において同じ。で、その現に行つている事業が原子力発電用原子炉に燃料として使用された原子力基本法（昭和三十三年法律第八十六号）第三條第二号に規定する核燃料物質（以下この号及び第十一号において「使用済核燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済核燃料を化学的方法により処理する事業であるものをいう。

第五十五條第五項第一号中「及び資源特定債

権」を「第三項第十一号に規定する使用済核燃料再処理事業債及び資源特定債権」に改め、同項第二号中「第三項第十二号イ」を「第三項第十四号イ」に改め、同項第三号イ中「第三号又は第四号」を「第四号又は第五号」に、「百分の二十五」を「百分の六十二・五」に改め、同号ロ中「第五号又は第六号」を「第六号又は第七号」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に改める。

第五十六條の二第一項及び第五十六條の三第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第五十六條の四第一項中「第四十三條第一項の表の第九号に規定する」を「地方鉄道法第十二條第一項に規定する地方鉄道業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一條第一項に規定する軌道を敷設して行う運輸事業を営む」に、「同号に規定する設備」を「特定鉄道設備」に、「同号に規定する工事」を「特定工事」に、「当該設備」を「当該特定鉄道設備」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定工事とは、大都市及びその周辺地域における鉄道又は軌道の緊急かつ計画的な整備を促進するために必要な路線の新設その他の工事で政令で定めるものをいい、同項に規定する特定鉄道設備とは、特定工事の施行に伴つて取得し、又は建設される線路設備その他の設備で政令で定めるものをいう。

第五十六條の四第三項中「同項の設備」を「同項に規定する特定鉄道設備」に改め、「繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額」の下に「（その日までに次項の規定により利益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により利益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を加え、「当該設備」を「当該特定鉄道設備」に、「区分した設備」を「区

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四八二

分した特定鉄道設備に、当該設備に、当該特定鉄道設備に、同条第四項中「同項の設備を、同項に規定する特定鉄道設備に、当該設備を、当該特定鉄道設備に、区分した設備を、区分した特定鉄道設備に、前二項を、前項に、取りくずしたを、取り崩したに改め、同条第五項中「前二項」を「前二項」に改め、

第五十六条の五第一項中「第四十三条第一項の表の第十号に規定する」を「電気事業法昭和三十一年法律第七十号」第二條第五項に規定する電気事業を営むに、同号に規定する機械及び装置(以下この条において「発電設備」という。)を「特定発電設備に、同号に規定する工事」を「特定工事」に、当該発電設備を、当該特定発電設備に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定工事とは、原子力発電の緊急かつ計画的な開発を推進するために必要な工事で政令で定めるものをいい、同項に規定する特定発電設備とは、特定工事の施行に伴って取得し、又は建設される原子力発電設備のうち原子炉、タービン、発電機その他の機械及び装置をいう。

第五十六条の五第三項中「同項の発電設備を」を「同項に規定する特定発電設備に、(前事業年度を(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度に改め、前項又はは「を削り、当該発電設備を、当該特定発電設備に改め、同条第四項第二号中「前二項」を「前項」に、取りくずしたを、取り崩したに改め、同条第五項中「前二項」を「前二項」に改め、

第五十六条の六第一項中「第四十三条第一項の表の第十一号に規定する」を「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二條第一項に規定する一般ガス事業を営むに改め、同条第二項中「大都市」の下に「人口の集中その他の状況が

これに類する都市を含む。」を加え、「のうちその完成に要する期間が長期のもの及び」のうちその取得又は建設に要する費用が著しく多額なものを削り、同条第三項を削り、同条第四項中「同項の」を「同項に規定するに、(前事業年度を(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度に改め、前項又はは「を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項第二号中「前二項」を「前項」に、取りくずしたを「取り崩したに改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項及び第九項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条の六第四項」を「第五十六条の六第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十六条の八を削る。

第五十六条の九第一項中「の百分の二十に相当する金額」と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額に改め、同条第五項中「当該積み立てた金額」の下に「(同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）」を加え、同条第九項中「第五十六条の九」を「第五十六条の八」に改め、同条を第五十六条の八とする。

第五十六条の十第一項中「あわせ」を「併せ」に、昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「収入金額」の下に「最近における当該補修の実績とを基礎」を加え、「の百分の二に相当する金額」を削り、同条を第五十六条の九とする。

第五十六条の十一第七項中「第五十六条の十一第三項」を「第五十六条の十第三項」に改め、同条を第五十六条の十とする。

第五十七条第一項及び第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、

第五十七条の三を削る。

第五十七条の四第六項及び第九項中「第五十七条の二第五項」を「前条第五項」に改め、同条第十一項中「第五十七条の四第六項」を「第五十七条の三第六項」に改め、同条を第五十七条の三とする。

第五十七条の五を第五十七条の四とする。

第五十七条の六中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条を第五十七条の五とする。

第五十八条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、百分の五十五を百分の三十五に改め、

第六十一条第一項中「第四号又は第六号」を削る。

第六十三条第三項第一号中「当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、次号又は第八号」を「第九号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「(当該譲渡を(政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に、次号イ」を「第四号イ」に改め、「ものとし、前号に掲げる譲渡に該当するものを除く」を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する取用換地等によるもの(当該取用換地等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

第六十三条第三項第四号イを次のように改める。

イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

第六十三条第三項第四号ハ及び同項第五号イ中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第七号中「その譲渡価格が適正であるもの」を「当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 宅地建物取引業者である法人が行う土地等(住宅の敷地の用に供されているもので政令で定めるものに限る。)の譲渡でその取得後政令で定める期間内に行われるものうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの。

第六十三条第六項第二号中「とあるのは、」を「とあるのは、」と「する」を「とし、第六十六條の五の規定の適用については、同条第一項中「及び第四十二條の三」とあるのは、第四十二條の三及び第六十三條とする」に改める。

第六十四條第六項中「第五十二條の四第一項」を「第五十二條の三第一項並びに第六十六條の五」に改める。

第六十五條の三第一項第二号中「都市緑地保全法第八條第一項」の下に「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八條第一項」を加える。

第六十五條の四第一項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第三号中「面積一ヘクタール以上の」及び「五十戸以上の」を削り、「都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるもの」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、「供するために」の下に「昭和五十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで

の間に「を加え、昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」を「当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該事業が都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであること。

ロ 当該事業が一団の宅地の造成に関する事業である場合には、その一団の土地の面積が一ヘクタール以上のものであること（当該事業により造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲宅地」という。）がある場合には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が一ヘクタール以上のものであること。）。

ハ 当該事業が一団の住宅建設に関する事業である場合には、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること（当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。）。

ニ 当該事業により造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）又は当該事業により建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、

優先分譲住宅以外のもの）の分譲が公算の方法により行われるものであること。

第六十五条の四第一項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十一条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九條第二項の規定により買収取られる場合

第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄中ロをハとし、イをロとし、同号の上欄にイとして次のように加える。

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十一条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区

第六十五条の七第七項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項並びに第六十六条の五」に改める。

第六十六条第一項第一号中「次に掲げる法人」を「同条第二項に規定する関連事業者である法人」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「森林組合等」の下に「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同号を同項第五号とする。

第六十六条の二中、第四号又は第六号を削る。

第六十六条の三第一項第二号から第四号までの規定中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第六十六条の八を第六十六条の十三とする。

第六十六条の七の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第一項中「基金に係る負担金」を「基金に係る負担金又は掛金」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同条を第六十六条の十二とする。

二 中小企業共済事業法が行う中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第二條第二項に規定する共済契約に係る掛金

第六十六条の六を第六十六条の十一とし、第六十六条の五を第六十六条の十とする。

第三章第七節の二中第六十六条の四の次に次の一条を加える。

（特定機械設備等を取扱った場合の法人税額の特別控除）

第六十六条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産（以下この条において「特定機械設備等」という。）を取得し、又は特定機械設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除くものとし、第五号に掲げる法人にあつては同号に掲げる機械及び装置を第四十五条の二第一項に規定する事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含まず事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の所得に対する法人税の額（この条及び第四十二条の三並びに同法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下次

項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した特定機械設備等（第四十三条から第四十六条まで、第四十九条、第五十一条若しくは第五十二条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この条において「投資税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における投資税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 第四十三条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる法人

それぞれ同表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産

二 火災若しくは石油コンビナート等災害防止法第二條第一号に規定する石油等により生ずる災害による人身の被害又は労働災害のうち有害物質等による健康障害の防止に資する機械その他の減価償却資産でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

三 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の日常生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合においてその基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の設備

四 電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該電子計算機

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四八四

五 第四十五条の二第一項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等

同項に規定する機械及び装置

2 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合に、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した特定機械設備等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における投資税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは、「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十六条の五（特定機械設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第六十六条の五（特定機械設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第六十六条の五（特定機械設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十二条第一項第二号中「この規定を適用」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十六条の五（特定機械設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは、「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十六条の五（特定機械設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」とする。

第三章第七節の二の次に次の一節を加える。

第七節の三 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十六条の六 次に掲げる内国法人に係る外国関係会社で、本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域としてすべての所得又は特定の所得の区分ごとに政令で定める国又は地域に本店又は主たる事務所を有するもの（以下この節において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものと政令で定める金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその内国法人の所有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この節において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日を含まずその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（以下この条において「発行済株式等」という。）のうち占める割合が百分の十以上である内国法人

二 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうち占める割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する内国法人（前号に掲げる内国法人を除く。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人（第二号第一項第二号に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）で、その発行済株式等のうちに居住者（同項第一号に規定する居住者をいう。以下この節において同じ。）が、当該居住者と法人税法第二十条に規定する政令で定める特殊の関係のある第二号第一項第一号に規定する非居住者を含む。）及び内国法人の所有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

住者をいい、当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある第二号第一項第一号に規定する非居住者を含む。）及び内国法人の所有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以上に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二号第一項第一号に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け

を主たる事業とするものを除く。)が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行つた主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。ただし、当該該当する事業年度において、当該特定外国子会社等が当該内国法人に係る他の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額(第六十六條の八第一項第二号及び第三号に掲げる金額を含む。)のうち当該他の特定外国子会社等の第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額が当該該当する事業年度の総収入金額の百分の五に相当する金額を超える場合には、当該特定外国子会社等の当該該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、この限りでない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十條の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものの以外のものであつて行つていゝる場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(当該国又は地域に係る海域で政令で定めるものを含む。)において行つていゝる場合として政令で定める場合

4 第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を確定申告書(法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。)に添付しなければならない。

5 第一項各号に掲げる内国法人が第三項本文の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、確定申告書に同項本文の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

第六十六條の七 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税(法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。)の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象留保金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する外国法人税の額とみなして、同条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第五項中「部分の金額」とあるのは、「部分の金額及び租税特別措置法第六十六條の七第一項(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定によりその内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とする。

2 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける

場合において、前項の規定により法人税法第六十九條第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、前項の規定により外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前条第一項各号に掲げる内国法人が当該内国法人に係る特定外国子会社等(法人税法第六十九條第四項に規定する外国子会社に該当するものを除く。)から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額(同法第二十四條の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の額」という。)がある場合において、その受ける配当等の額のうちに前条第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額が含まれていゝるときは、当該計算した金額に相当する当該配当等の額に係る外国法人税の額については、政令で定めるところにより、当該特定外国子会社等(同法第六十九條第四項に規定する外国子会社とみなして、同項の規定を適用する。)の項の規定により法人税法第六十九條第四項の規定の適用を受ける場合における同法第二十八條の規定の適用については、同条中「外国子会社」とあるのは、「外国子会社(租税特別措置法第六十六條の七第三項(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)の規定により当該外国子会社とみなされた同項に規定する特定外国子会社等を含む。以下この項において「外国子会社」という。以下第六十六條の八、第六十六條の六第一項の規定の適用を受けた内国法人に係る特定外国子会社等につき次の各号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度(当該内国法人が合併法人である場合

合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。以下この項において「前五年以内の各事業年度」という。)において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額(この項の規定により前五年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下次条までにおいて「課税対象留保金額」という。)があるときは、当該課税対象留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払、その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額

二 法人税法第二十四條第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付、その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同法第二十六條第十六号に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 法人税法第二十四條第二項各号に掲げる事実、当該各号に掲げる金額

2 前項の規定は、課税対象留保金額に係る事業年度のうちに最も古い事業年度以後の各事業年度の法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書に当該課税対象留保金額その他大蔵省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入さ

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四八六

れる金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は課税済留保金額その他大蔵省令で定める事項の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付があつたことについてやむを得ない事情があることを認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付があつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額（政令で定める金額を除く。）は、法人税法第二十条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十六条の九 内国法人が第六十六条の六第一項各号に掲げる法人に該当するかどうか及び外国法人が特定外国子社会等に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十六条の七第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の四第六項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項並びに第六十六条の五」に改める。  
第六十八条中「昭和五十三年三月三十一日」を

「昭和五十五年三月三十一日」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。  
第三章第八節第六十八条の次に次の一条を加える。  
（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例）

第六十八条の二 青色申告書を提出する内国法人のうち、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第四条第一項に規定する認定中小企業者に該当する法人の昭和五十二年六月一日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた法人税法第二十一条の二の規定の適用に係る同法第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「開始の日前一年以内」とあるのは、「開始の日前三年以内」とする。

第七十条の四第一項第四号中「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第七項」を「第九項」に、「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項」を「第九項」に、「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項又は第九項」を「第九項又は第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第七項又は第九項」を「第九項又は第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第七項」に、「第十二項及び第十三項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項と

し、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の規定に基づく経営移譲年金の支給を受けるため同項の規定の適用を受ける農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該受贈者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に對し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたこと及び当該受贈者が当該設定に関し政令で定める要件を満たしていることについての届出書が、大蔵省令で定めるところにより、当該設定の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び前項の規定の適用については、当該設定は、なかつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定した後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させている場合における当該受贈者に係る第一項及び第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている推定相続人（次号において「被設定者」という。）がその有する当該権利の譲渡等をした場合又は当該権利が設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該受贈者が当該譲渡等又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が当該受贈者の推定相続人に該當しないこととなつた場合には、当該受贈者がその者に係る贈与者の推定相続人に該當しないこととなつたものとみなす。

第七十条の四に次の一項を加える。  
19 第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項の規定の適用を受けたものが同項の農地等

につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させている場合における当該受贈者に係る第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
第七十条の五第一項中「第七項」を「第九項」に、「第九項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

第七十条の六第一項中「第八項」を「第九項」に改め、「農業の用に供するもの」の下に（第八項の規定に該當する農業相続人にあつては、その推定相続人の農業の用に供するものを含む。）を加え、「第十七項」を「第十八項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二項又は第十四項」を「第十三項又は第十五項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項」を「第十二項」に、「第七項又は第九項」を「第九項又は第十一項」に、「第十二項又は第十四項」を「第十三項又は第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項並びに第十八項を「第十八項」とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第三項」を「第五項」に、「前項」を「第七項」に、「前二項」を「第一項

及び第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第七十条の四第三項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者で同項の農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させているものに係る同条第一項の贈与者が死亡し、当該農地等が前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に關し当該受贈者が農業相続人として当該農地等につき第一項の規定の適用を受けているときは、当該農業相続人に係る同項及び前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている推定相続人(次号において「被設定者」という。)がその有する当該権利の譲渡等をした場合又は当該権利が設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該農業相続人が当該譲渡等又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が当該農業相続人の推定相続人に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日に当該農業相続人が前号の農地等に係る農業経営の廃止をしたものとみなす。

第七十四条の二中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。  
第七十五条の二中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に、「千分の十一」を「千分の十八」に改める。

第七十六条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「第六十九条、第七十条」を削り、同条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五

十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「第三十六条」の下に、「第六十九条又は第七十条」を加える。

第七十七条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「場合」は「の下に、第七十七条の四の規定の適用がある場合を除く」を加え、「区域のうち」を「区域のうち」に、「以外の区域にあるものを除く」を「又は農業振興地域の整備に関する法律第六十一条に規定する農業振興地域内にあるものに限る」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。  
第七十七条の三中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第七十七条の四第一項中「土地を除く」の下に「又は同法第八十一条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地法第二十一条に規定する農地若しくは同項に規定する採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という。)」を加え、同条第二項中「農用地等」の下に「又は準農地」を加える。

第七十七条の五中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。  
第七十七条の七中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改める。

第七十八条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。  
第七十八条の三の見出し中「土地」を「土地等」に改め、同条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「土地」を「土地又は建物」に、「工場又は」を「工場若しくは」に、「土地として」を「土地又は当該事業の用に供する建物として」に、「その登記を」を「これらの登記に」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。  
第七十八条の四第三項中「各号に掲げる業務」

の下に「又は事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)第二条第二項に規定する中央会 同法第三条第一号に掲げる事業

第八十一条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第三号イ中「千分の六」を「千分の九(当該取得が中小企業近代化促進法第八条第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の六)」に改め、同号ロ中「千分の四」を「千分の六(当該取得が中小企業近代化促進法第八条第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の四)」に改める。

第八十一条の二の見出し中「農業協同組合等」を「森林組合」に、「不動産等」を「不動産」に改め、同条第一項中「農業協同組合若しくは」を削り、「農業協同組合合併助成法第四条第二項若しくは附則第三項若しくは」を「昭和五十三年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に改め、又は農業協同組合が農業協同組合合併助成法第四条第二項若しくは附則第三項の認定を受けて合併した場合」、「若しくは漁業協同組合及び又は漁船」を削り、「これらの登記」を「その登記」に改める。

第八十二条第一号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改める。  
第八十四条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改める。  
第八十九条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。  
第九十条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「若しくは鉄鋼」を削る。

第九十条の二第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項及び第九十条の五第一項中「昭和五十三年四月三十日」を「昭和五十五年四月三十日」に改める。

第九十条の六の見出し中「非課税を」を「非課税等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 砂糖消費税法第二十一条第一号に規定する結晶工程を経ない含みつ糖のうち、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、冷却して製造した粉状又は粒状の砂糖(同項に規定する第一種乙類、第二種若しくは第三種の砂糖、第二種の糖みつ若しくは第二種の糖水を原料の一部として製造したものを又は同号に規定する政令で定める方法による濾過工程を経たものを除き、当該砂糖をその製造場から移出する前に税務署の当該職員により当該砂糖であることを確認を受けたものに限る。で、その糖度(同号に規定する糖度)をいう。第九十条の八第一項において同じ。)が八十六度を超え九十度以下のも(次項及び次条第三項において「粉粒状黒糖」という。)に係る砂糖消費税の税率は、同法第九条の三第一項の規定にかかわらず、一キログラムにつき三円とする。

5 粉粒状黒糖を砂糖類の製造場から移出した者は、砂糖消費税法第十条第一項の規定による申告書に、その旨及び当該粉粒状黒糖の重量を記載しなければならない。  
第九十条の七第三項中「第一種甲類の砂糖」を「第一種甲類の砂糖に含まれないものとし、前条第四項の規定の適用については粉粒状黒糖」に改める。

第九十条の八第一項中「(同号に規定する糖度をいう。)」を削り、「これを「超え」に改める。  
第九十二条中「課税済みの砂糖類をいう。で」の下に「第九十条の六第四項」を、「場合におい

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

租税特別措置法及び国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四八八

ては」の下に、「当該原料とした砂糖類が第九十条の六第四項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二條第一項中「第九條の三」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第四項」とを加える。

(国稅收納金整理資金に関する法律の一部改正)  
第二条 国稅收納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に、「五月一日」とし、自動車重量税印紙に係る収入にあつては、翌年度の五月三十一日」を「六月一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法第三十四條第二項第二号の改正規定、同法第三十四條の二第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第三十七條第一項の表の第六号及び第六十五條の三第一項第二号の改正規定、同法第六十五條の四第一項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十五條の七第一項の表の第六号の改正規定は、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第三号)の施行の日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置)

第三条 新法第七條の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条に規定する外貨債につき支払う同条

に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第七條に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 新法第四十一條の十三の規定は、非居住者が施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一條の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)  
第四条 旧法第九條第一号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めて当該認定を受けたもの又は同条第三号の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めて当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

2 旧法第九條第二号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

3 青色申告書を提出する漁業協同組合で政令で定めるもののうち施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めて施行日以後に当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が施行日以後に交付を受ける金額の額及び金額以外の資産の価額の合計額のうち所得税法(昭和四十年法律第

三十三号)第二十五條第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三号中「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合のうち租税特別措置法及び国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三号)以下「昭和五十三年改正法」という。)附則第四條第三項に規定する政令で定めるものである」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新法第十一條第一項の表の第五号及び第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第六号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第四号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等とされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第八号に規定する政令で定められた電子計算機に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作とされる当該電子計算機については、なお従前の例による。

4 前二項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第十二條の二から第十四條まで、第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十條の二第一項中「次条から」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三号)以下「昭和

五十三年改正法」という。)附則第五條第二項及び第三項を含む。」から」と、新法第十二條の二第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)」と、新法第十二條の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)」と、新法第十三條の二第一項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第一条」とあるのは「第一条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)」と、新法第十三條の六第二項及び第三十七條の二、第三十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)、第十二條から」とする。

5 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する公害防止施設について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第十二條の二第一項の表の第一号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

7 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三條第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

8 新法第十三條の二第一項第一号の規定は、次項に定める場合を除き、施行日以後に同号に規

定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第二項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法第十三条の二第二項第一号に規定する適正化事業に係る中小企業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号イに規定する商工組合等のうち政令で定めるものの構成員の有する同号に掲げる減価償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「五分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

旧法第十三条の第二項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき施行日前一年以内に同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員である個人で同号に規定する他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員であつたため同号に掲げる場合に該当しなかつたものが、当該中小企業構造改善計画を実施する場合において、その実施する中小企業構造改善計画が新法第十三条の第二項第一号に掲げる事業について定められた同号に規定する中小企業構造改善計画に該当するものであるときは、その実施する中小企業構造改善計画に係る承認が施行日にされたものとみなして、当該個人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産につき同条の規定を適用する。

新法第十三条の二第二項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受ける同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算について適用し、施行日前

に旧法第十三条の二第二項第二号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受けた同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

11 新法第十三条の二第一項第三号の規定は、施行日以後に同号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却費の額の計算について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

12 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する特定建築物等については、なお従前の例による。

13 個人が施行日前に納付した旧法第十八条の二第二項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第六條 旧法第二十条の二第一項の公害防止準備金を積み立てている個人の昭和五十三年一月一日における昭和五十二年から繰り越された同条第二項に規定する公害防止準備金の金額の総収入金額への算入については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する個人で旧法第二十条の二第二項に規定する指定事業を営むものが、昭和五十三年一月一日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日に属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く）において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合には、

同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十三年一月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、  
「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（昭和五十三年にあつては、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二）に相当する金額との合計額）」として、同条の規定の例による。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第七条 新法第二十一条第一項に規定する個人の昭和五十三年分の事業所得に係る総収入金額のうち同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用に

つては、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは、昭和五十三年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百

分の五十五（次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額」との合計額とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

第八條 新法第二十八條の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日以前に行つた当該土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、個人が施行日から昭和五十三年十二月三

十一日までの間において行方当該土地の譲渡等については、同条第二項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第二十八条の四第二項の規定の例によることができる。

の特別に関する経過措置）

第九條 新法第二十八條の五第一項（同條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する還付所得年分が昭和四十九年分である場合における同條第一項の規定により読み替えられた所得税法第四百十條又は第四百四十一條の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の

額は、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）附則第七条の規定に準じて計算した所得税の額による。

新法第二十八条の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十二年において生じ

た同項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定による所得税の還付の請

求については、これらの規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができる。

前項の場合において、同項に規定する居住者の昭和五十二年において生じた純損失の金額につき、既に所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定による所得税の還付の請求をしている

居住者（新法第二十八条の五第二項に規定する相続人を含む。次項において同じ。）については当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

前項の規定に該当する居住者で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合に

四九〇

等の構成員である法人で同号に規定する他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員であつたため同号に掲げる場合と該当しなかつたものが、当該中小企業構造改善

計画を実施する場合において、その実施する中小企業構造改善計画が新法第四十五条の三第一項第一号に掲げる事業について定められた同号に規定する中小企業構造改善計画に該当するものであるときは、その実施する中小企業構造改善計画に係る承認が施行日にされたものとみなして、当該法人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産につき同条の規定を適用する。

10 新法第四十五条の三第二項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受ける同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第一項第二号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受けた同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

11 新法第四十五条の三第三項第三号の規定は、施行日以後に同号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

12 新法第四十六条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

13 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する特定建築物等については、なお従前の例による。

14 法人が施行日前に納付した旧法第五十二条の二第一項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)  
第十五条 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に取得する政令で定める株式(出資を含む。)又は債権については、新法第五十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項第一号中「法人(製造業、建設業その他の政令で定める事業を主として営むことを目的とするものに限る。)」とあるのは「法人」と、同条第五項第三号中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五(昭和五十四年三月三十一日以前に該当することとなつた場合には、百分の二十五)」と、同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十五(昭和五十四年三月三十一日以前に該当することとなつた場合には、百分の七十)」とする。

2 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等で政令で定めるものを取得し同項の規定の適用を受けた場合において、施行日以後に新法第五十五条第五項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。この場合において、施行日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内に当該特定株式等に係る同条第一項の表の第四号又は第五号の上欄に掲げる法人が同条第五項第三号イに掲げる場合に該当することとなつたときは同

号イ中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の二十五」とし、当該期間内に同表の第六号又は第七号の上欄に掲げる法人が同項第三号ロに掲げる場合に該当することとなつたときは同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十」とする。

3 新法第五十六条の四の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額(同項に規定する特定鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

4 新法第五十六条の五の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額(同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

5 新法第五十六条の六の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額(同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

6 旧法第五十六条の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人の施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における同条第二項に規定する公害防止準備金の金額(当該直前の事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 青色申告書を提出する法人で旧法第五十六条の八第一項に規定する指定事業を営むものが、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散・合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十二年三月三十一日を含む事業年度(以下この項において「経過年度」という。)開始の日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一」と、「百分の三」とあるのは「百分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(当該事業年度が経過年度である場合は、当該経過年度開始の日から昭和五十二年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三)に相当する金額」と同年四月一日から当該経過年度終了の日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三)に相当する金額」として、同条の規定の例による。

8 旧法第五十七条の三第一項の違約損失補償準備金を積み立てている法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日における同項第二号に規定する違約損失補償準備金の金額(当該直前の事業年度において同項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、政令で定める。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
第十六条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度分の所得に対する法人税について

昭和五十三年三月十六日 衆議院議録第十三号  
租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十二年三月十六日 衆議院會議録第十三号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四九二

は、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十二年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五（次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五」と「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十七条 新法第六十三条の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において行う当該土地の譲渡等のうち施行日以後に行うものについては、同条第三項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第六十三条第三項の規定の例によることができる。

2 新法第六十三条第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する各事業年度において新法第六十六條の五の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

3 法人が昭和五十二年一月一日前に行つた旧法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡で同項第三号に掲げる場合に該当するものに係る法人税については、なお従前の例による。（合併の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十八条 旧法第六十六條第一項第一号ロに規定する法人が施行日前に同項に規定する承認を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條第一項第三号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたもの又は同条第一項第六号の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたものが、同条第一項第三号又は第六号に規定する認定を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六條第一項第四号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたものが合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

4 青色申告書を提出する漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十五年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、施行日以後に当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、旧法第六十六條及び第六十六條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十六條第一項第六号中「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合のうち昭和五十二年改正法附則第十八條第四項に規定する政令で定めるものである」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第六十一條の規定の適用については、同条第一項中「認定」とあるのは「認定（昭和五十二年改正法附則第十八條第四項の規定によりその効力を有するものとされる昭和五十二年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項第六号に規定する認定を含む。）」と、新法第六十三條第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六條第一項（昭和五十三

年改正法附則第十八條第四項を含む。）」とする。（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第十九条 新法第六十六條の十二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する掛金について適用する。（利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置）

第二十条 新法第六十八條の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八條に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十一条 新法第六十八條の二に規定する内国法人の昭和五十二年六月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二十条に規定する欠損金額に係る新法第六十八條の二の規定により読み替えられた法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ

2 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求をしていないときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

3 前項の規定に該当する内国法人で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第一項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

（贈与税及び相続税に関する経過措置）

第二十二條 新法第七十條の四第三項、第四項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第三項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に旧法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第一号に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新法第七十條の六第八項の規定は、施行日以後に新法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる新法第七十條の六第一項に規定する農地、採草放牧地又は準農地（以下この項において「農地等」という。）の取得をした同条第一項の農地相続人に係る相続又は遺贈に係る相続税について適用し、施行日前に旧法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた当該農地等の取得をした旧法第七十條の六第一項の農業相続人に係る相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第七十五條の二の規定は、同条に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日以後に新築し、又は取得する同条の規定に係る登録免許税について適用し、これらの者が施行日前に新築し、又は取得した当該家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十六條第一項及び第三項の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十六條第一項及び第三項に規定する売渡し又は譲与を受けた

土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の規定は、施行日以後に行われる交換により取得する同条の規定に該当する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた交換により取得した旧法第七十七条の規定に該当する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条の規定に該当する土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該法人が施行日前に買入れ又は借受けをした当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の四の規定中準農地に係る部分は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該準農地の取得が施行日前にされた同項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する公告に係るものであるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該勧告、調停又はあつせんがあつた日」とあるのは「昭和五十三年改正法の施行の日」と、同条第二項中「当該交換分合に係る同法第十三条の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三条の四において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日」とあるのは「昭和五十三年改正法の施行の日」とする。

6 新法第七十七条の七の規定は、施行日以後に同条に規定する農林漁業者又は団体に對して行われる同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にこ

れらの者に対して行われた当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の三第一項の規定中土地に係る部分は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が取得する同項に規定する土地を当該事業協同組合等の組合員又は所屬員たる同項に規定する中小企業業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に当該事業協同組合等が取得した当該土地を当該中小企業業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第七十八条の三第一項の規定中建物に係る部分は、前項の中小企業業者が施行日以後に受ける同条第一項に規定する建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該中小企業業者が施行日前に取得した当該建物について受ける所有権の移転の登記に係る登録免許税に対する同項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

9 新法第七十八条の四第三項第四号の規定は、同号に掲げる中央会が施行日以後に受ける同号に掲げる事業に係る債権を担保するための抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用する。

10 新法第八十一条第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項につき受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされたこれらの勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る当該事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十一条の二第一項の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたもの又は同条第一項の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたものが、それぞれこれらの認定を受けて合併をした場合における同条第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十一条の二第二項の森林組合で施行日前に森林組合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第四条第二項の認定を受けたものが合併をした場合における旧法第八十一条の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、施行日以後に当該認定を受けて合併する場合における旧法第八十一条の二第二項に規定する登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「又は漁業協同組合」とあるのは、「又は漁業協同組合のうち昭和五十三年改正法附則第二十三條第十三項に規定する政令で定めるものが」とする。

14 新法第八十二条第一号及び第八十四条の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第八十二条第一号及び第八十四条に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)  
第二十四条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた揮発油に係る揮発

油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十五条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「を営むものその他の政令で定めるものを」と及び「ソフトウェア業を営むもの(当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。)」に、「又は昭和五十三年分」を「から昭和五十五年分までの各年分」に改める。

附則第六條第四項中「までの間に政令で定めるもの」の下に「(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「昭和五十三年改正法」という。))第一条の規定による改正後の租税特別措置法第十條の二の規定の適用を受けるものを除く。」を加える。

附則第十條中「を営むものその他の政令で定めるものを」と及び「ソフトウェア業を営むもの(当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。)」に、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第四項中「までの間に政令で定めるもの」の下に「(昭和五十三年改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六條の五の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第二十六條 前条の規定による改正後の租税特別

昭和五十三年三月十六日 衆議院會議録第十三号

租税特別措置法及び国稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四九四

措置法及び国稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第五條の規定は、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十三年分の所得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び国稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第十條の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)  
第二十七條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第三項中「第六十六條の五」を「第六十六條の十」に改める。  
(國稅納金整理資金に関する法律の一部改正)  
第二十八條 第二條の規定による改正後の國稅納金整理資金に関する法律第十四條第一項の規定は、昭和五十三年度以降の年度に所属すべき同法第二條第一項に規定する國稅納金等の歳入への組入れについて適用し、昭和五十一年度以前年度の歳入に所属すべき同項に規定する國稅納金等の歳入への組入れについては、なお従前の例による。

最近における財政事情と社会経済情勢の推移に  
顧み、今次の税制改正の一環として、公害防止準備金の廃止、価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、内国法人等に係る外国子会社等で租税負担の著しく低い国等に算入する留保所得を当該内国法人等の所得に合算して課税する制度を創設することとするほか、民間金融機関等から融資を受けて住宅を取得した者に係る住宅取得控除額を引き上げ、土地譲渡課税制度の適用除外要件である適正利益要件を適正価格要件に改め、特定機械設備等取得した場合の税額控除制度及び認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例措置を設け、その他揮発油税の税率の特例措置の期限の到来するものについて実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき國稅納金等の受入期間の末日を一月間延長して翌年度の五月末日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における財政事情と社会経済情勢の推移に  
顧み、今次の税制改正の一環として、公害防止準備金の廃止、価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、内国法人等に係る外国子会社等で租税負担の著しく低い国等に算入する留保所得を当該内国法人等の所得に合算して課税する制度を創設することとするほか、民間金融機関等から融資を受けて住宅を取得した者に係る住宅取得控除額を引き上げ、土地譲渡課税制度の適用除外要件である適正利益要件を適正価格要件に改め、特定機械設備等取得した場合の税額控除制度及び認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例措置を設け、その他揮発油税の税率の特例措置の期限の到来するものについて実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき國稅納金等の受入期間の末日を一月間延長して翌年度の五月末日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法及び国稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、租税特別措置法及び住宅建設の促進等を行う一方、民間設備投資及び住宅建設の促進等に資するため所要の措置を講ずるとともに、國稅納金等の受入期間を一月延長して五月末日とするものとし、おおむね次のような改正を行うものとするものである。

(一) 租税特別措置法の一部改正  
1 既存の租税特別措置の廃止  
公害防止準備金等十一項目の制度を廃止する。

2 既存の租税特別措置の縮減合理化  
技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について工業所有権等の控除率を収入金額の五五%から三五%に引き下げ、特別償却制度について航空機の特別償却割合を五分の一から六分の一に引き下げる等の措置を講ずるほか、準備金制度について価格変動準備金の積立率を引き下げる等の縮減合理化を行うとともに、登録免許税の減免措置についても、軽減税率の引上げを行う。

3 住宅・土地税制

住宅取得控除を拡充し、民間金融機関等から融資を受けて新築住宅を取得した者に係る控除額を引き上げるとともに、土地譲渡課税制度について、優良宅地を供給する場合の適用除外要件のうち適正利益要件を適正価格要件に改める等所要の措置を講ずる。

4 投資促進税制

一年限りの臨時の措置として、特定機械設備等について、特別償却に代えてその取得価額の一〇%相当額を当期の税額の二〇%相当額を限度として税額控除を認める。

5 租税負担の著しく低い国等に所在する特定外国子会社等の留保所得を本邦親会社等の所得に合算して課税する制度を創設する。

6 その他

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づき認定を受けた中小企業者に対する欠損金の繰戻しによる還付の特例措置を講ずるとともに、中小企業者に対する共済法に基づき納付した共済掛金の損金算入を認め、こととするほか、みなし法人課税を選択した

した場合の課税の特例、中小企業者の貸倒引当金の特例、揮発油税・地方道路税及び自動車重量税の税率の特例等期限の到来する租税特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の改正を行う。  
なお、以上の改正による昭和五十三年年度の減収見込額は約三十億円で、國稅納金整理資金に関する法律の一部改正の受入期間の末日を一月間延長して翌年度の五月末日に改める。  
なお、この年度所屬区分の改正による昭和五十三年年度の増収見込額は一般会計分二兆百四十億円で、議案の可決理由

二 議案の可決理由  
本案は、最近における財政事情と社会経済情勢の推移に顧み、時宜に適合する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに右報告する。  
昭和五十三年三月十五日  
衆議院議長 保利 茂殿 大村 襄治

(別紙)  
租税特別措置法及び国稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項につき、所要の措置を講ずべきである。  
一 各種準備金等の租税特別措置については、政策目的を達成したものと及びその政策効果がみられなくなるとについては、速やかに整理合理化を行うこと。また、退職給付引当金等各種引当金については、その繰入率、取りくずしの方法等が実情に即するよう適宜見直しを行うこと。  
一 法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当課税制度等法人課税の基本的あり方を検討するとともに、利子配当課税の総合課税の実現に向けて今後さらに検討を進めること。  
一 現行の社会保険診療報酬課税の特例については、社会保険診療報酬のあり方との関連を考慮しつつ、五十四年度より適正化すること。  
一 交際費の支出が社会に与える影響にかえり、課税の強化措置につき、一層検討すること。  
一 社会福祉充実の見地から、年金に関する課税の合理化を検討すること。  
一 住宅税制については、住宅政策との関連にお

いて、中古住宅の取得等についても今後さらに検討すること。  
一 土地譲渡課税制度の適用除外要件の改正に伴い、地価の騰貴を生ぜしめないよう、諸制度の適正な運用により遺憾なきを期すること。  
一 所得・物価水準の推移等に即応し、中小所得者を中心とする所得負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む)に努めるとともに、税負担の公平化を推進すること。  
一 医療費控除、雑損控除については、実情に即した適切な配慮をすること。  
一 深夜労働に伴う割増賃金及び寒冷地手当については、一定の非課税限度を設けることは否について検討すること。  
一 変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事している國稅職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加等に一層配慮すること。

衆議院會議録第十一号(中正誤)  
パシ 段 行 誤 正  
三六 四 二 通 報 通 達  
三六 二 七 不 可 決 不 可 欠  
三六 一 三 政 策 策 略  
三七 四 三 ベー ス ア ッ プ ベー ス ア ッ プ  
三七 四 三 攻 撃 攻 勢

定価 一部 一〇円  
発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(大代)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可